

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第15号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 補助金等に関する事務

所管所属：淀川区役所

通知日：令和6年7月3日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	地域交通支援事業補助金の必要性の検証について改善を求めたもの 今回の監査において、当該補助事業について確認したところ、平成28年度から毎年度予算計上されているが、事業は実施されていなかった。 淀川区役所によれば、旧大阪市交通局が運行していたコミュニティバスが廃止され、その激変緩和措置として淀川区役所が運行していた福祉バスを平成27年9月に廃止することに伴い、当該補助事業を行うとして平成28年度に予算を計上した。補助事業の構築に当たって補助対象となり得る事業者に事前調査をしたところ、交付の希望がなかったため、事業開始に至らなかったとのことであった。しかし、平成28年度以降、事業実施に向けて検討を行った事実は確認できなかった。 【指摘事項】 淀川区役所は、当該補助事業の必要性について改めて検証し、今後の予算要求の要否に反映されたい。	本監査を受けて対象地域内の状況を確認したところ、対象地域内に所在する社会福祉法人により「地域住民送迎事業」が地域貢献として継続的に実施されており、予算計上時に把握していた課題が一定解消していることを確認できたため、当該補助事業の必要性は無いと判断し、令和7年度以降の予算要求は行わない。	措置済	令和6年7月3日
2	淀川区地域活動協議会補助金の交付決定後の変更手続については是正を求めたもの 今回の監査において、地域活動協議会を抽出して補助金の交付から概算払に係る精算までの手続について確認したところ、淀川区地域活動協議会補助金交付要綱に定められている、区長が指定した活動分野の一部を実施していない地域活動協議会があった。 淀川区役所によれば、年度途中に当該地域活動協議会から新型コロナウイルス感染症拡大により、補助事業の一部の実施ができないとの申出があり、当時の状況から当該申出は妥当であるとして、地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第6条第3項ただし書きを適用したとのことであった。 しかし、淀川区役所は地域活動協議会から変更承認申請書の提出を受けておらず、区長の決裁も行っていなかった。 【指摘事項】 淀川区役所は、補助事業の一部中止に係る取扱いについて、マニュアル等に記載するなど、適正な事務が行える仕組みを構築されたい。	本監査で指摘を受けた補助事業の一部中止を適用する際の事務処理手順について、令和6年3月中に職員間の引継書に記載し、4月の人事移動の際に引継ぎを行った。今回引継書に記載した内容については、来年度以降も担当内で引き継いでいく。 また、令和6年4月1日付けで、区内地域活動協議会に毎年配付している区役所作成の当該補助金に関する手引を改訂の上、令和6年4月25日までの間に各地域活動協議会を訪問し、周知を行った。今後も配付・周知することで、漏れのない事務が行える体制を構築した。	措置済	令和6年4月25日